

厚生労働省における政策評価の現状

| | 事前評価 | 事後評価 | |
|--|---|--|---|
| 評価対象 <small>(件数は平成17年度の評価対象数)</small> | <p>【事業評価方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規事業 39件 (予算要求等を伴う新たな政策で、重点的施策とするもの又は10億円以上の費用を要するもの) ○公共事業 34件 (10億円以上の費用を要するもの) ○研究開発 38件 (10億円以上の費用を要するもの、大綱的指針に基づき対象とするもの) | <p>【実績評価方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政策体系の施策目標 108件 <p>【事業評価方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○終期が到来する事業 5件 ○公共事業 131件 (事業採択後5年間が経過した時点で継続中のもの) | <p>【総合評価方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主要な制度の変更 7件(予定) (各行政分野における計画等の改定や法律改正など) |
| 評価体制 | <ul style="list-style-type: none"> ○各事業・施策の担当部局が評価書を作成 ○政策評価官室が技術的助言等 | | |
| 評価スケジュール <small>(平成17年度)</small> | <p>【事業評価方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○6月末 担当部局が評価書案を作成 ○~8月中旬 政策評価官室との調整 ○8月31日 評価書を公表 <p>※公共事業の評価書は、6月10日に公表</p> | <p>【実績評価方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○5月中旬 担当部局が評価書案を作成 ○~7月中旬 政策評価官室との調整 ○7月26日 有識者会議での意見聴取 ○8月9日 評価書を公表 <p>※終期が到来する事業、公共事業の評価書は、8月31日、6月10日に公表</p> | <p>【総合評価方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次の計画等の改定や法律改正などに向けた検討作業に資するべく適期に評価を実施 |
| 評価の観点 | <ul style="list-style-type: none"> ○有効性 ○効率性 ○必要性 (行政関与の必要性(官民の役割分担等)、国で行う必要性(国と地方の役割分担等)、民営化や外部委託の可否、緊要性) | <ul style="list-style-type: none"> ○有効性 ○効率性 | <ul style="list-style-type: none"> ○有効性 ○効率性 ○必要性 |
| 政策への反映方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部局は、評価結果を的確な政策の採択やその実施の可否の検討、既存の法令・事業の改廃を含めた政策の見直し・改善、新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報として活用する。 ○ 会計課等の査定課は、担当部局から提出された評価書等を政策の採択等の情報として活用する。 ○ 担当部局は、毎年度一回、評価結果の政策への反映状況を政策評価官室に報告し、政策評価官室は、これを取りまとめて速やかに公表する。 | | |

※上記のほか、中央省庁等改革基本法に基づき、実施庁(社会保険庁)の事務に対する評価を行っている。

☆ 評価書等については、公表とともに総務省に送付され、総務省や政策評価・独立行政法人評価委員会のチェックが行われる(客観性担保評価活動)。